

秋田市立佐竹史料館警備業務委託仕様書

秋田市（以下「甲」という。）は受託者（以下「乙」という。）に、秋田市立佐竹史料館（以下「史料館」という。）の警備業務について、この仕様書に定めるところに従って委託するものとする。

1 業務の目的

本業務は、史料館の火災異常の監視および防犯、早期発見ならびに拡大を防止し、甲の財産の保全をはかり、円滑なる運営に寄与することを目的とする。

2 業務実施期間

(1) 警備業務用機械装置の設置期間

令和7年9月1日から同年9月30日まで

(2) 警備期間

令和7年10月1日から令和10年9月30日まで

3 場所

秋田市立佐竹史料館（秋田市千秋公園1番4号）

4 業務の内容

(1) 警備業務用機械装置の設置

ア 乙は、佐竹史料館内の別紙1に示す箇所に空間センサー等の警備業務用機械装置を設置すること。ただし、設置箇所は変更する場合がある。

イ 警備業務用機械装置は有線式とする。

ウ 警備業務用機械装置の設置に当たっては、あらかじめ甲と協議すること。

(2) 警備

乙は、警備業務用機械装置および自動火災報知設備により、防犯および火災異常監視警備を実施するとともに、事案発生時には関係先への通報、連絡および報告を行う。

5 警備実施時間

防犯センサーは、警備開始から警備解除までとする。火災異常監視警備は、間断なく行うものとする。

6 警備業務の体制

- (1) 警備業務用機械装置は、感知した異常を基地局へ自動で通報する機能を有するものとする。
- (2) 乙は、警備実施時間中、受信機器を間断なく監視するとともに、常に待機所および巡回警備車両との連絡を保持しなければならない。
- (3) 待機所および巡回警備車両は、常に異常事態に備えなければならない。
- (4) 乙は、警備員に所定の衣服を着用させるとともに、乙が発行する身分証明書を携帯させなければならない。

7 鍵の預託

- (1) 甲は、警備業務に必要な警備対象物の鍵を乙に預託することができる。
- (2) 乙は、鍵を善良な管理のもと、取り扱わなければならない。
- (3) 乙は、鍵を警備業務遂行のための目的以外に使用してはならない。
- (4) 乙は、鍵を第三者に譲渡し、貸与し、または質入れしてはならない。
- (5) 乙は、この契約を終了し、解除し、または解約したときは、速やかに甲へ鍵を返還しなければならない。

8 異常事態発生時の処理

- (1) 乙は、史料館に異常事態が発生したことを確認したときは、警備員を速やかに急行させ、異常事態の拡大防止にあたることとする。
- (2) 史料館に到着した警備員は、異常事態の確認後、必要に応じて消防署、警察署、甲等の関係機関へ通報する等、敏速かつ適切な措置を講じなければならない。

9 警備業務用機械装置

- (1) 警備業務用機械装置を設置する箇所には、甲が配管を行い、乙が配線および警備業務用機械装置を設置する。
- (2) 史料館に設置する警備業務用機械装置は、消耗品および消耗部材を除き、乙の所有に属する。
- (3) 乙は、警備業務用機械装置の正常な機能を維持するため保守点検を行うとともに、故障により作動に異常が生じたときは、遅滞なく故障の修繕を行い、警備上の安全措置を講ずるものとする。
- (4) 警備業務用機械装置の使用料および保守点検料は、月ごとの委託料に含めるものとする。
- (5) 既設の警備業務用機械装置の移設、変更または撤去もしくは新たに警備業務用機械装置の付加が必要なとき、その係る費用は甲が負担する。

10 自動火災報知設備

- (1) 自動火災報知設備の保守は、甲の責任において実施すること。
- (2) 警備業務用機械装置への接続は、当該報知設備の主ベル端子（又は、移報用端子）とすること。
- (3) 乙は、誤報が多発し、正常復旧が不可能なときは、自動火災報知設備と警備業務用機械装置の接続を一時中止することができる。
- (4) 前項に起因する事故および自動火災報知設備の主ベル停止（又は、移報停止）状態に起因する事故は免責とする。

11 通信

- (1) 乙は、警備業務に係る信号伝搬に用いる通信回線を設置する。
- (2) 前項の通信回線は、警備業務の遂行にあたって、機能上適切かつ経済的なものでなければならない。
- (3) 通信回線の解説および当該通信回線に係る通信費用（当該通信回線の監視信号等に係る通信費使用料を含む。）は、乙の負担とする。

12 報告

- (1) 乙は、毎月の警備結果を記した月間の警備結果を、当該業務付きの翌月速やかに（3月分にあつては月末）、乙が作成する報告書により報告しなければならない。
- (2) 乙は、異常事態が発生したときは、その処理経過について処理後速やかに、乙が作成する報告書により報告しなければならない。
- (3) 甲は、乙に対し、あらかじめ緊急連絡者を定めて文書により報告する。

13 損害賠償

- (1) 乙は、委託業務の実施にあたり、その責めに帰すべき事由により甲、又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 前項の賠償額は、身体上の損害および財産上の損害を合わせて1事故10億円を限度とする。

14 守秘義務

- 乙は、業務上知り得た甲の秘密を他に漏らしてはならない。

15 協議事項

本仕様書に定めがない事項は、甲乙がその都度協議し明確にするものとする。